

2024 スピードパーク新潟 カートシリーズ

MZ200 スプリント競技規則

本大会は FIA 国際モータースポーツ競技規則、国際カート競技規則ならびにそれに準拠した JAF 国内カート競技規則及び 2024 年 SL カートレース規則、本大会競技規則および特別規則に従って開催される。

第 1 章 総則

- 第 1 条 競技会の名称
スピードパーク新潟カートシリーズ
- 第 2 条 競技種目
リブレ車両によるスプリントレース
- 第 3 条 開催場所
(株) スピードパーク新潟
- 第 4 条 オーガナイザーの名称と住所
(株) スピードパーク新潟
〒959-2600 新潟県胎内市松波 1013-36
- 第 5 条 競技会競技役員
公式プログラムに記す
- 第 6 条 競技クラス
MZ200 スプリント
- 第 7 条 格式
クローズド
- 第 8 条 延期、中止または差止めおよび変更に関する事項

主催者は、大会審査委員会の承認を得て大会の全部または一部を延期、中止または取止めることができる。イベントの全部を中止し、あるいは24時間以上延期する場合、エントリーフィーは全額返還される。ただし、保険料は返還されない。さらに、エントラントおよびドライバーは、これによって生じる損失について主催者に抗議する権利を保有しない。

なお、主催者は大会審査委員会の承認を得てイベントの内容を変更する権限を併せて保有するものとする。これに対する抗議は認められない。

第2章 参加申し込み

第1条 参加資格

1) エントラント

当該年有効なスピードパーク新潟会員であること、またはオーガナイザーが認めたエントラントであること。

2) ドライバー

有効なSLO安全協力会加入証

当該年有効なJAFカートライセンスかSLOメンバーズカードを所持している事が望ましい。

・満18歳未満の者が参加出場する場合には親権者または保護者の出場承諾書を参加申込書とともに提出すること（ピットクルーも同様）。

第2条 参加受付

- 1) 参加申し込み期限は 競技会開催日の一週間前とする。
- 2) 参加申込書、競技会参加に関する誓約書、車両申告書、エントリーフィーを、コース受付に持参して受付を行うこと。（申込書は郵送・FAX・メール可、エントリーフィーは銀行振込もしくは現金書留にて締切日必着で郵送も可。）
- 3) 締切以降の参加申し込みの場合は遅延金として、1000円が参加料に加算される。
- 4) 参加料 MZ200 スプリント：7,000円
（ドライバー、ピットクルー各1名の登録料、消費税を含む）
ピットクルー登録料 1名追加登録につき別途 1000円

第3条 参加定員

- 1) 参加台数は、先着30台とする。
- 2) 参加受付台数は締切日の段階で3台未満だった場合レースは不成立となり参加料は返還される。

第4条 参加受理と参加拒否

- 1) 主催者は、理由を示すことなくエントリーを拒否することができ、かつその行為をもって最終の決定とします。この場合エントリーフィーは全額返還されます。
- 2) エントリーの受理は必要事項の全てが明記された参加申込書およびエントリーフィーが受付場所で受理された時点で主催者の参加承認が成立しますが、拒否の通知は開催日までに連絡されます。
- 3) 一旦受理されたエントリーフィー、保険料はいかなる理由があっても返還されません。

第5条 保険

- 1) 参加するドライバーは有効な SLO 安全協力会に加入していなければならない。
- 2) SLO 安全協力会加入区分 B (65 歳以上) の加入者はオーガナイザーの付保する保険と合わせ 1000 万円以上の有効な保険に加入していなければならない。
- 3) ピットクルーはオーガナイザーの付保する保険と合わせ 500 万円以上の有効な保険に加入していなければならない。

※ドライバー及びピットクルーは、レース、練習時を含め健康保険証を所持する事。

第3章 車両規則

第1条 車両登録

- 1) 競技に使用するシャシー、タイヤおよびエンジンは車両申告書に登録済みのものかつ車両検査に合格したもののみが使用できる。登録、使用できる数は次の通りとする。
「シャシー1台、エンジン1基」。※車検登録していないシャシー、エンジンの使用は出来ません。
タイヤは、「ドライ/ウェットタイヤ」各1セットのみとする。車検登録していないタイヤの使用は出来ません。

第2条 車両

- 1) 競技に使用するシャシーおよびタイヤは一般市販品とし、本規則書の車両規則および特別規則に準拠しているもの。
- 2) 競技ナンバーは車両の前後及び両サイドボックス後方タイヤ付近に必備とする。
前方ナンバー：フロントパネル、明瞭に識別できるよう強固に貼り付けること。
後方ナンバー：リアバンパーおよびリアプロテクション中央のナンバー専用スペースに、強固に貼り付けること。
ゼッケンベースの大きさは幅 21 cm の四角形とする。
字体の大きさは幅 2 cm 高さ 15 cm 以上が望ましい。

ゼッケン番号は希望制とする。ただしゼッケン1番は前年度のシリーズチャンピオン以外は使用する事が出来ない。

- 3) サイドボックス、フロントパネル及びフロントフェアリングを必備とします。また、メーカー純正や一般市販のリアバンパーおよびリアプロテクションを必備とします。不備の場合は車両検査において修正を求められることがあります。サイドバンパーの役割は、サイドボックスにより補われるものとする。フロントフェアリングのワンタッチタイプは2個のブラケットで固定とし、ボルト止めタイプは2本のボルトのみで固定とする。ワイヤーやテープ等で補強することは認められない。
- 4) コース上にオイルを流出飛散させる構造のものの取付は禁止します。
- 5) フロントブレーキ装置は禁止する。またアンチロックも全て認めない。ブレーキ補助ワイヤーの取り付けを必備とする。
- 6) ブレーキ冷却装置装着はシャシーのブレーキ側に1本のみ認める。またその材質、寸法、取り付け方法は以下の通りとする。

「材質」 柔軟で割れにくいプラスチック系の材料とする。
本体や空気通路の材質に金属の使用を禁止する。

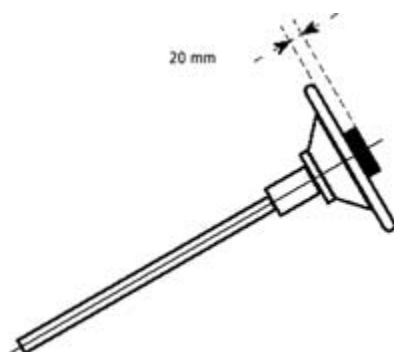
「寸法」 空気吸入部入口の外周は円周で計算し60cm以下とし
四角の場合は、四辺の合計が60cm以下、空気通路の外周は、
30cm以下とする。

「取付方法」 空気吸入部及び空気通路は、シャシーフレームに6φmm以上のボルト、ロックナットでステーなどを使用し強固に取り付けること。
空気吸入部及び空気通路の高さはシートの上部まで。
またサイドカウルより内側に取り付けること。
- 7) シートとシートステーの間にリーンスポースプレートの装着を義務付ける。補強材は最低1.5mm厚とし、表面は最小13cm²又は最小直径40mmでなければならない。
シートステーの各先端はボルト留めもしくは溶接されていること。
- 8) チェーンサイズは219サイズとする。
- 9) チェーンガードは必備とし、かつ下記の項目を満たさなければならない。
 - ① 幅3cm以上かつ車両上方から見てチェーンが視認できない状態であること。
 - ② チェーンガード及びクラッチプロテクターの補強追加は認められる。
- 10) **ドライタイヤ UNILLI タイヤ**
サイズ フロント：4.5/10.0-5 リア：7.1/11-5

レインタイヤ ハイグリップを除く市販レインタイヤ(メーカー自由)
とし、車検時登録のものに限る。

不慮のトラブルの際は技術委員長承認のもと、1本のみ当該銘柄の中古タイヤへの交換が認められる。

- 1 1) ガソリントankに取り付けられているエア抜き用ホースにガソリンキャッチタンクを装着すること。容量は150cc以上とする。
- 1 2) 最低重量を満たすためにバラストを積む必要がある場合は、バラスト本体全て固形材料を用い車体に2本以上で6mm以上の、ボルト、ロックナット、ロゼットワッシャー等で強固に取り付けること。
- 1 3) ステアリングは、ステアリング上に付加されるいかなる装置もステアリング平面から最大20ミリまでとし、鋭い部分があってはならない。
ケーブルまたはチェーンによってステアリングを操作するものは一切認められない。ステアリングの全ての部分は、安全で確実な取付方法（ロックナット）でなければならない。



第4条 エンジン

- 1) 使用できるエンジンは日本国内仕様のMZ200RKおよびMZ200RKCとする。
- 2) 切削付加等の変更、改造は一切禁止され、純正部品以外への交換は禁止される。但し、カーボン除去やキズ修正は研磨とみなされない限りの範囲で認められる。
- 3) クラッチは、純正状態とし、改造・加工は認められない。
- 4) カットオフ装置の装着を必備とし、この装置はドライバーが走行中、正常に着座し容易に操作し得るよう設けなければならない。
- 5) セルモーターは純正品を使用し、改造は一切禁止。
- 6) ブリーザーホースをエアクリーナーから取外す場合、オイルキャッチタンクを装着し、ブリーザーはこのキャッチタンクに排出しなければならない。この際、エアクリーナーのブリーザーホース接続部の穴は塞がれていなければならない。

第5条 吸気系統

使用できるキャブレターは純正部品のみとし、改造および純正部品以外への交換は禁止する。

第6条 排気系統

使用できるマフラーは純正部品のみとし、改造および純正部品以外への交換は禁止とする。

第7条 燃料

1) ガソリン

a) 一般のガソリンスタンドのポンプから販売される自動車用の無鉛ガソリンの使用が義務付けられる。

b) ガソリン燃料の冷却などの処置は一切禁止されます。

2) エンジンオイル

エンジンオイルは通常市販されているもののみとし、添加物の使用は一切認められない。

第8条 車両検査・装備

1) 車両検査の際、非合法な部分がありながら、技術委員に発見されなかったとしても、承認が意味されるものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は黒旗の指示を受ける場合がある。

2) カート車両とその装備類は清潔でかつ正しく整備された状態でなければならない。

3) ドライバーの服装は装備の一部とみなされ車検の対象となる。

競技を安全に行うことを目的にC I K/J A F公認実績のあるレーシングカートスーツの着用が義務づけられる。

グローブ（手袋）、シューズ（足首まで保護する靴）など、それぞれ丈夫なものではない

なお、小学生にはネックガード及びリブプロテクターの装着が義務づけられる。

※小学生以外にもネックガード、リブプロテクターの装着を推奨します。

4) ヘルメットはフルフェイスタイプとし以下の規格のいずれかを有するものを強く推奨します。著しく角ばったものは禁止されます。

また傷のあるもの、製造より5年以上経過したものはレース使用を認めないこともあります。

F I A規定（付則L項第3章第1条及びC I K-F I A技術規則 AppendixNo2）に適合したもの。

15歳以下はSnell-FIACMS/R2007規格適合品を強く推奨する。

5) タイムトライアル、決勝レースの走行後、主催者が指定した場で計量および再車検が行われる。主催者によって違反が発見された場合は失格となる。

第9条 車両重量

車両の最低重量（ドライバー含む）は以下の重量とする。

・MZ200 スプリント 150Kg

第4章 競技に関する事項

第1条 ドライバーズブリーフィング

大会参加選手はブリーフィングに参加することが義務であり、参加しない場合はレースから除外される場合がある。

第2条 公式練習

- 1) 全てのドライバーは公式練習に参加しなければならない。また、その際主催者より配布された計測器を取り付けること。
- 2) ピットアウトし、スタートラインを通過する前に本コース上に停止した場合も公式練習に参加したと認められる。
- 3) 公式練習に参加しなかった場合はペナルティとしてタイムトライアルのタイムに1秒可算される。

第3条 タイムトライアル

- 1) 全てのドライバーはタイムトライアルに参加しなければならない。参加できないドライバーはその旨を届出ることとする。
- 2) 計測開始後にコースに停止し再スタートできない場合や、ピットインした場合はその時点で、タイムトライアルの終了と見なされる。
- 3) タイムトライアルの成績は次の順序により決定される。
 - a) ベストタイムによる順位（同タイムの場合はセカンドタイムの上位順とする）
 - b) ノータイム（出走順またはゼッケン順）

第4条 レースの方法

- 1) レースは決勝レースのみとし、決勝レースの結果により最終順位が確定する。
- 2) レース成立台数は公式練習2台以上とする。

第5条 決勝レース

- 1) 予選タイムトライアルを通過した者のみで行う。
- 2) 決勝レースのグリッドポジションは、予選タイムトライアルの結果順とする。

第6条 グリッド

- 1) 車両は2列に並び、第1コーナーに向かってイン側の先頭がポールポジションとして位置づけられる。
- 2) リタイヤ等によりレースに参加できなかったドライバーのポジションが、空席となっても他の車両は移動してはならず、スタートの合図が出されるまでは、空席グリッドが維持されなければならない。

第7条 スタートの方法

- 1) スタートは「2024年SLカートミーティング競技規則」にもとづいた、2列縦隊のローリングスタートとする。
- 2) ローリング中、ローリングに遅れた者は、手を上げ、他のドライバーに合図をし、すみやかに自分のスタート位置に戻ることができる。
ただし主催者が指定した隊列復帰禁止区間での追い越し及び割り込は禁止する。
これに違反した場合はペナルティとなる。
また、戻る途中でスタートした場合、これに対する抗議は受け付けない。
- 3) ローリング中のウェービングは禁止とする。
これに違反した場合、ペナルティの対象となる。
- 4) スタートライン手前に引かれたイエローラインを通過するまで加速してはならない。
- 5) ポールポジションとセカンドポジションのドライバーは、ローリングラップのペースを保ち、隊列を整える義務を順守しつつローリング中、ドライバーは低速で一定のスピードを維持しなければならない。
- 6) スタートライン手前のイエローラインを過ぎて、スタート合図が出れば隊列を整える誘導白線をカットしてもよい。この際、スタートラインに到達する前に追い抜きがあった場合ミススタートとなり、スタートのやり直しとなる。
- 7) スタート後、先頭のカートが1周するまでに、コントロールラインを越えられないカートはそのレースに出走することはできません。
また、隊列がスタートを切った後は、ピットエリアにいる車両のコースインは認められない。
- 8) フォーメーションラップ中に隊列から大きく遅れ、白地に赤バツテンのボードにより指示された者およびフォーメーションラップ中にピットインした者は隊列の最後尾に着かなければならない。

第8条 レース中のルール

- 1) コースは常に先入車優先とし、追い越しを図る者は前方の車両の走行を

妨害してはならず、また前方の車両は後続の車両の進路を妨害してはならない。
危険な走行はペナルティの対象になる。

- 2) オフィシャルが反則又は妨害行為（プッシング、ブロッキング、非スポーツマン的の行為等）とみなしたドライバーに対し白黒旗が提示される。その行為が2回以上に及ぶ場合、失格となり黒旗を受けピットインし競技長のもとへ出頭しなければならない。
- 3) いかなる場合でも、定められた方向と逆に走行してはならない。
但し、クラッチ付エンジンの場合、コース復帰のため後続車が全て通過後、安全確認を行った後、最小限の方向転換は認める。
後続車が通過中に方向転換してコースに復帰した場合は危険行為と見なしペナルティが科せられる。
- 4) レース中は、止むを得ない場合を除き、コースを外れてショートカット、イエローラインカットをすることは認められず、当該行為はコースアウトとみなされペナルティ対象となる。なおコースアウトに対してのペナルティは競技長の判断による。
- 5) 衝突を避けるため、止むを得ずコースアウトした場合は、その最も近いところから安全確認を行い、コースに復帰しなければならない。
- 6) 工具、ケミカル用品を携帯して走行してはならない。
- 7) レース中、パドックに戻った車両はレース放棄とみなし再びコースインすることはできない。
- 8) ピット、パドック以外では工具の持ち込み、使用を禁止する。
- 9) コース上で停止した場合、他を妨害することなく自力で再発進できる場所のみ復帰を認める。
- 10) レース中コース内で停止してしまった場合は、両手を高く上げアピールし他の車両が通過した後、後方の安全確認を行い、再スタートをすることができる。再スタートが出来ない場合は、すみやかに自分の車両をコース外の安全な場所へ移動させ、ヘルメットをかぶったままレース終了まで待機すること。
- 11) 走行中に吸気系または排気系にトラブルが発生した場合、直ちに安全な場所に停止しなければならない。競技を続行することは一切認められず、これに違反した場合は当該セッション失格とする。
- 12) 競技長には、不適當もしくは危険と見なした車両およびドライバーを除外する権限を有する。

第9条 給油

レース中のピットエリアおよびコース上での給油は禁止とし、走行準備のため給油する場合は、パドックエリアのみとする。

※レース赤旗中断の場合、給油は競技委員より指示があるまで認めない。

第10条 レースの終了

- 1) レースの着順1位の者がフィニッシュラインを通過後、2分経過した時点で終了となる。
- 2) チェッカーを受けた者は、速度を徐々に落とし、前の車両を追い越すことなく正規のコースを走行しピットロードへ進入し車両検査を受けること。
※先頭車両が規定周回数を終了する以前に誤ってチェッカーが振られた場合、その時点をもって競技終了となる。また遅れてチェッカーが提示された場合は、チェッカーとは無関係に規定の周回数で終了したものとして順位が決定される。

第11条 完走

- 1) レースの着順1位の者がフィニッシュラインを通過後、2分以内に車両が自力で同ラインを通過した者は、そのラップが加算される。
この場合における「自力」とは車両とドライバーが一体となり、他の助けを借りることなくコースを正しい方向に進行できる状態を言う。
- 2) 完走者となるには、チェッカーにかかわらず、規定周回の2分の1以上を消化していなければならない。
- 3) フィニッシュラインを通過する際、ドライバーは車両に乗車した状態ではなければならない。
- 4) 完走者となった者のみ、入賞の対象となる。

第12条 再車検

- 1) レース終了後、再車検を行う。
- 2) 原則として上位3台は30分車両保管となり、その後再車検を行う。但し何時でも全ての車両に対して、再車検の権限をもち、必要と認められると判断したときはこれを行行使できる。
- 3) 技術委員長の指示により、ドライバーまたは登録メカニックが責任を持って、車両の分解及び、組み立てを行う。この際 関係役員 該当ドライバー、登録メカニック以外は検査に立ち会う事は出来ない。
- 4) 再車検に応じない場合はレース失格となる。

第13条 ペナルティ

- 1) ペナルティには次の5種がある。
 - a) タイム及び得点ペナルティ
 - b) 警告

- c) 順位降格（リザルトのポジションダウン）
 - d) ラップペナルティ
 - e) 失格
- 2) 警告はその必要ありと認められた違反に対し発せられます。
 - 3) 順位降格はレーススタート時の違反、危険な行為などの場合、そのヒート終了後の順位を下げる時に適用される。
 - 4) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に適用される。
 - 5) 失格は次の反則行為に課せられる。
 - a) 違法または不当に得たアドバンテージ。
 - b) 故意に自己または他人の安全をかえりみる事なく行う危険行為。
 - c) 与えられたオフィシャル指示を故意に無視したとき。
 - d) 与えられたフラッグサインの無視。

第 14 条 順位の決定

- 1) レースの順位は次の順序により周回数が多い順に決定される。
 - ① チェッカーを受けた完走者（規定周回数の 1/2 以上を完了しチェッカーを受けた者）
 - ② チェッカーを受けない完走者（規定周回数の 1/2 は走行したが、チェッカーを受けなかった者）
 - ③ 周回数に基づく不完走者（チェッカーに関わらず、規定周回数の 1/2 を走行していない者）
 - ④ 失格者
 - ⑤ 不出走者（当該ヒートに出走できなかった者）
- 2) 同一周回数の場合は、その周回数を先に完了（コントロールライン通過）をした者を優先する。
- 3) ポイントは完走者のみに与えられ、不完走者及び失格者には与えられない。

第 15 条 ピットイン

- 1) ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならず、かつ必ずピットストップし、エンジンを停止しなければならない。
ここで言う「徐行」とは何時でも、タイヤをロックさせることなく安全に止まれる速度、走行のことを言う。
これに違反した場合、ペナルティの対象となる。

第 16 条 ピットおよびパドック内におけるルール

- 1) ピットは指定された場所を使用しなければならない。

- ピット内で作業出来る者は、当該レースに出場しているドライバーと、その登録されたピットクルーのみ（違反すると失格になる場合がある）
- 2) 走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合、登録ピットクルー1名に限りコースの定めるピットサインエリア内においてのみ、その行為を行うことが出来る。
 - 3) クローズド競技会においてはピットクルーの行為に関する最終的な責任はドライバーにあります。ピットクルーによる規則の違反は当該ドライバーに対する黒旗の提示になります。
 - 4) ピットエリア内（パドックを含み）における火気（溶接機、暖房機、喫煙等）全て禁止になります。
 - 5) レース中、ピットクルーは自分のピットエリアを離れてはいけません。
 - 6) パドック内での走行はすべて禁止されます
 - 7) パドック内でエンジンを始動することは禁止されます。
(但し、エンジン始動チェック指定場所が設けられている場合は除きます。)

第17条 抗議

- 1) 主催者の判定に異議がある場合は、書面をもって抗議料を添付の上、エントラントより、競技長を経由して、大会審査委員に提出するものとする。
- 2) 抗議提出の制限時間
 - a) 競技に関する抗議：当該、暫定結果発表後30分以内。
 - b) 車両に関する抗議：自己のカート車検終了後ただちに。
- 3) ビデオカメラ、車載カメラを使用しての抗議は一切認めない。
- 4) 抗議料は、20300円（消費税含む）とする。

第18条 成績決定および賞典

- 1) 決勝レースの順位によって決定する。
- 2) 賞典はドライバーに対して行われる。
- 3) 賞典の対象は決勝レースを完走したドライバーに限る。

第19条 広告

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告については、オーガナイザーは次のものに関し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することができない。

- ①公序良俗に反するもの
- ②政治、宗教に関係したもの

第 20 条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品ならびにレース場の施設、機材、器具に対する損害の補償の責任を負うものとする。計測器の破損、紛失に関しても損害請求をする事がある。
- 2) エントラント、ドライバー、ピット要員はコース所有者、オーガナイザー及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承していなくてはならない。

第 21 条 誓約書の署名

エントラント、ドライバー、ピット要員は参加申し込み用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

第 22 条 その他

- 1) すべてのセッションで、チェッカーフラッグ提示と同時にピットロードを閉鎖し以降のコースインはできないこととする。
- 2) 旗の信号については「2023 年 JAF 国内カート競技規則・細則、規定」・「カート競技会運営に関する規定」第 3 章に従う。
但し信号旗使用の必要が生じた場合は、公式通知にて発表すると共にドライバーミーティングにおいて通知する。
- 3) 競技中において、前後いずれかの競技ナンバーが判読出来ない場合はオレンジボールが提示される場合がある。それに該当する車両は必ず一度ピットインして競技ナンバーを取り付け直さなければならない。
- 4) レース（ヒート）周回数の 60%以上が消化された場合、当該レース（ヒート）が成立する。